

令和7年度

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）

"配分予定額の通知"以降の手引き

【事業参加申請書作成編】

※過年度の機械導入事業で導入したホイールローダー等を動力源として利用する前提でバールグラブやサイレージカッターなどのアタッチメントを単体で要望し配分された場合は、『令和7年度"配分予定額の通知"以降の手引き【事業参加申請補足手引き：アタッチメント単体要望・事業参加申請用】』も参照して下さい。

公益社団法人

中央畜産会

JAPAN LIVESTOCK
INDUSTRY ASSOCIATION

重要：機械装置の納期について

配分予定額の通知に記載のとおり、械装置の納期に係る取り扱いは次の通りとします。

※本件については、別添の令和7年4月25日付け事務連絡「年度内導入が困難な場合の事業参加承認及び速やかな申請について」も参照して下さい。

- ・令和6年度同様に、事業参加申請の審査時に納期の確認をします。その時点で令和7年度末までに導入されることを前提とします。
- ・ただし、令和7年度末までの導入が困難であっても、以下の要件を全て満たす場合に限り、事業参加申請を承認することとします。

- ①事業参加申請の締切日までに、書類の不足や内容の不備がない事業参加申請書を提出したもの。ただし、取組主体が被災等のやむを得ないと判断される場合は、事業参加申請の締切日を超えても農水省と協議の上、認めることとします。
- ②3者以上徴した見積書の全てで納期が令和7年度末を超えるとされている、または最も価格が低い販売会社の納期が令和7年度末を超えるとされている場合であって、令和8年度末までには納品可能とされているもの。
- ③他のメーカーの同仕様の機械装置においても、納期が令和7年度末を超えるとされているもの。

- ・このため、見積を徴する際に令和7年度末までの導入が難しいとされた場合は、次の見積書を事業参加申請に添付して下さい
 - a. 3者以上の見積書には、具体的な納期の見込みを記載
 - b. 他メーカーの同仕様の機械装置の見積書（納期の見込みが記載されたもの）を1者分※「同仕様」とは、当該機械装置の機種を選定する際の条件（馬力や作業能力、処理量等）を指します。

- ・なお、施設整備が伴う要望で、施設整備の進捗にあわせて機械装置の導入を遅らすことは従前通り不可とします。実施計画書記載のスケジュールで施設整備をおこなって下さい。

上記の他、見積書の作成に関する注意点はP12以降を参照して下さい。



はじめに 1

**令和3～6年度に要望・配分の無かった協議会の方、
令和7年度から担当になられた方へ**

事業参加申請手続の諸注意等をP1～P3に記載していますので、
必ずご一読下さい。

その後、P4以降を参照し事業参加申請の作成をしてください。



はじめに 2

事業参加申請手続きの変更点等について

令和6年度の事業参加申請手続きからの変更点、令和6年度も
間違いが多かった「メーカー名」についてP4に記載しています
ので、ご一読願います。

目次

はじめに1	1
1 申請手続の方法について	
(1) 申請方法	2
(2) 押印の廃止と「確認書」	3
はじめに2	4
(参考) 間違いが多いメーカー名	5
2 事業参加申請にあたっての注意事項	
(1) 購入方式・リース方式共通	6
(2) 購入方式	7
3 事業参加申請～補助金支払いまでの流れ	8
4 事業参加申請に必要な書類等	9
5 見積書について	
(1) 見積書記載内容の注意事項	12
(2) 特定の機械装置の見積書に関して	13
(3) 事業参加申請で審査が円滑な見積書の例	15
6 申請用CSVデータ（CSV形式）の作成方法	16
7 申請用添付ファイル（PDF形式）の作成について	
(1) 添付書類について	20
(2) カタログについて	20
(参考) PDFファイルに関して無料で利用できるサービス	21
8 事業参加申請の提出先・方法について	22
9 実績報告の手続等について	22



はじめに1

- ・ 令和3～6年度に要望・配分の無かった協議会の方、
- ・ 令和7年度から担当になられた方へ

令和3年度の配分から、事業参加申請の手続きは申請手段が"電子申請化"され、申請する内容も書類への押印の廃止等、令和2年度までの手続内容から大きく変わっています。そのため、本手引きを参照し、訂正のないように良く確認をしてから申請して下さい

また、電子申請化に伴い、申請内容に不備があった場合は「差し替え」ではなく、「一式を再提出（再申請）」となりますので、申請前の確認は徹底願います。

また、次の場合は事業参加申請を受け付けませんので、配分予定額の通知後に速やかに対応して下さい。

- ①当該クラスター計画が知事の認定を受けていない場合は、認定を受けてから申請して下さい
- ②認定農業者（農業経営改善計画認定証）の期限が切れている場合は所定の手続きを行い、認定を受けてから申請して下さい
- ③知事特認が必要な機械装置で県との協議が終わっていない場合は、特認を得てから申請して下さい
- ④購入方式の場合、『事業実施要領 別紙2の第5の4の（3）』の内容について、都道府県の確認が終わってから申請して下さい
- ⑤見積書の有効期限が切れている場合は、再徴収してから申請して下さい
- ⑥配分された機械装置は一括して申請しないと受け付けできません

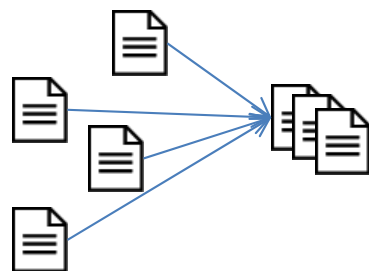
1 申請手続の方法について

(1) 申請方式

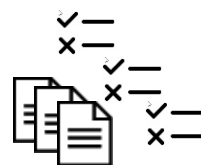
事業参加申請は令和3年度から電子データでの申請となっています。

令和2年度まで

①参加申請に必要な書類、カタログ等を協議会で取りまとめ



②申請書類を協議会でチェック



③窓口団体へ書類を送付



令和3年度から

①参加申請に必要な情報を協議会でExcel形式のデータに入力し、事業参加申請用のデータ（csv形式）を作成します

作成方法は16ページで解説



申請用データ作成ファイルに情報を入力

申請用データ（CSV形式）を出力



②見積書、カタログなどの添付書類をPDFデータで用意します



20ページで解説

③申請用CSVデータと添付ファイルを窓口団体へ送付します



※参加申請は「**取組主体ごと**」に作成します

(2) 押印の廃止と「確認書」

協議会や取組主体等の書類への押印は廃止されています。その代わり取組主体等が「確認書」に「自署」したものをPDFにして添付する必要があります。自署する者、および自署する箇所については以下を参照して下さい。

確認書の記入方法

「自署」が必要な力所

- ・リース方式（直貸）→①
- ・リース方式（転貸）→①②
- ・購入方式→①③

①導入方式にかかわらず、
・取組主体が氏名を自署
・法人（任意団体）の場合は代表者が法人名、氏名を自署
※旧字と新字の誤記に注意して下さい

別記様式第3号-別紙5（購入方式・リース方式共通）

畜産クラスター協議会名

事業実施主体の長 殿

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加申請書
及び当該申請に係る確認書

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）を下記のとおり実施したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙2の第5の4の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、交付要綱、実施要綱、実施要領、業務方法書及び申請マニュアルをよく読み内容を理解しました。

取組主体の申請件数

件

また、特に次の事項に対し、相違があった場合は、事業参加承認後であっても補助金の一部もしくは全部が受給できなくなり、または補助金の支払後においては補助金の一部もしくは全部を返還することを承諾のうえ、申請します。

- 1 補助金に関係する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載は行いません。
 - 2 畜産クラスター協議会及び取組主体（貸付主体を含む。以下同じ）は、導入する機械の規模、能力、数量の妥当性及び導入の必要性等について説明責任を負うことを承諾します。
 - 3 一般競争入札又は3者以上の見積による補助対象機械装置の最低価格を補助対象経費として申請します。また、補助対象経費は補助対象機械装置の本体価格のみであり、それ以外の費用を混同していません。
 - 4 事業実施主体が事業参加申請を承認する以前に、既に発注等を行った場合は補助金の交付対象とならないことを承諾します。また、補助金の支払いは、機械装置の導入、支払い及び所有権の移転が完了し、実績報告書を提出した後一定期間を要することを承諾します。
 - 5 補助事業により取得した機械装置を、処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について事業実施主体の承認を受けます。また、その際、補助金の返還が発生する可能性があることを承諾します。
- （購入方式のみ）既に所有している機械装置を下取りさせて同種の機械装置を導入する場合は、導入する機械装置の本体価格から当該機械装置の下取り価格を控除した額を補助対象経費として申請します。

取組主体名（※法人の場合は法人名・代表者名）

貸付主体（※転貸の場合）

（※取組主体本人の自署とする）

組織名

役職

代表者名（※貸付主体の実務責任者の自署も可とする）

取組主体が自署した年月日： 令和 年 月 日

導入方式
購入方式の場合

（※協議会の実務責任者の自署とする）

リース方式の場合

（※リース事業者名を記入）

※ 購入方式の場合の下取り機械装置の補助事業等の取扱いは、「補助事業等における精算の取扱いについて」（昭和57年10月26日付け57経第1702号）に関する取扱いによる。

※ 処分制限期間は、導入した機械装置の耐用年数期間をいう。

※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。

※ 耐用年数は、「原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に準ずる。

青枠の箇所はどなたが記入しても構いませんが、記入漏れが無いように注意して下さい

②
・リース方式（転貸）の場合は貸付主体の代表者もしくは実務責任者の自署

③
・購入方式の場合は協議会実務責任者の自署



はじめに2

・事業参加申請手続きの変更点について

- ・対象機械装置一覧の「酪農制限」欄に「●」が付いている機械装置の事業参加申請には、要望調査の際に提出した「頭数要件確認表」の添付が必要です（同一覧で『飼養区分「酪農」は、自給飼料生産の一部として導入する場合、頭数要件の確認表は不要』に該当する場合は除く）。
- ・令和6年度から引き続き、別記様式第3号「参加申請書」に以下の①～④の通り「3 上記取組主体の配合飼料価格安定制度への継続加入の確認」が追加されていますので注意して下さい。

別記様式第3号

年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会長 森山 裕 殿
(畜産クラスター協議会名に書き換えて下さい) 会長

令和6年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加申請書

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）を下記のとおり実施したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙第2の第5の4の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 取組主体等名

取組主体名	
貸付主体名	

※転貸の場合は両方記入すること

2 申請の概要

優先順位	機械装置名	補助金額（円）	購入方式	リース方式	備考

※購入方式又はリース方式欄のいずれかに○印をつけてください。
※本様式は、取組主体の申請ごとに添付すること。
※飼養区分「飼料受託等」の場合は、別記様式第3号-別紙4を添付すること。

3 上記取組主体の配合飼料価格安定制度への継続加入の確認

配合飼料価格安定制度への加入状況について、協議会で以下の通り確認しました。

確認結果	令和5年度	令和6年度	協議会の確認方法及び書類の保管等
加入	加入	加入	取組主体は、自己申告書を作成（□1のチェックと①～④を記入）。協議会は、自己申告書の内容を確認の上、保管する。 なお、自己申告書に代えて令和6年度の数量契約書でも可とし、その場合は協議会で数量契約書を確認し、そのコピーを協議会で保管する。（数量契約書の原本は、取組主体が保管。）
未加入	加入	加入	取組主体は、自己申告書を作成（□2のチェックと③、④を記入）。協議会は、自己申告書の内容を確認の上、保管する。 自給飼料への転換等の合理的な理由がある場合、取組主体が自己申告書を作成（□3のチェックと①～⑤を記入）。協議会は、自己申告書の内容を確認の上、保管する。
未加入	未加入	未加入	
加入	未加入	未加入	

※「確認結果」欄の該当箇所に「●」印を入力して下さい。（飼養区分「飼料受託等」は入力不要です。）
※令和6年度の数量契約書は配合飼料価格安定基金及び県基金協会、農協等の契約事務を行っている者による数量契約確認書も可とする。

①事業申請の際に、別途配布する「令和7年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）への参加申請に係る配合飼料価格安定制度加入に関する自己申告書」を当該取組主体に記入の上、協議会へ提出する。

※令和7年度に配合飼料価格安定制度へ加入されている取組主体の場合は、自己申告書に代えて数量契約書でも可です。

②協議会は「配合飼料価格安定制度への加入状況による補助事業有資格者判定表」に基づき、同申告書等の内容を確認する。

③該当する「確認結果」欄に●を入力する。

④自己申告書（もしくは数量契約書の写し）は協議会で保管してください。

※自己申告書等については、本手引きの配布時に添付した令和6年3月6日付け事務連絡「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）における配合飼料価格安定制度への継続加入について」を参照して下さい。

(参考) 間違いが多いメーカー名

1 ブランド名や通称をメーカー名と間違えてしまうケース

誤 (ブランド名等)	正 (メーカー名)	主な機械装置
TCM	三菱ロジスネクスト	スキッドステアローダー
トヨタL&F、ジョブサン	豊田自動織機	スキッドステアローダー
ユニキャリア	三菱ロジスネクスト	スキッドステアローダー、フォークリフト
FELLA、フェラー	AGCO(FELLA)	ディスクモア
Vicon、ビコン	Kverneland Group (Vicon)	ディスクモア
Fendt、フェント	AGCO(Fendt)	トラクター
John Deere、ジョンディア	Deere & Company	トラクター
ケースIH	CNH Industrial (Case IH)	トラクター
ニューホランド	CNH Industrial (New Holland)	トラクター
マッセイ・ファーガソン	AGCO(Massey Ferguson)	トラクター
Kverneland、クバナランド	Kverneland Group	ハロー
CAT	Caterpillar	ホイルローダー
KOMATSU、コマツ	小松製作所	ホイルローダー
日立	日立建機	ホイルローダー
BvL	Bernard van Lengerich Maschinenfabrik	ミキサーフィーダー
MIXTRON、ミクストロン	緑産	ミキサーフィーダー
クーンナイト、KUHN NIGHT	KUHN	ミキサーフィーダー
ORION、オリオン	オリオン機械	搾乳ユニット、バルククーラー
GEA、ゲア	GEA Farm Technologies	搾乳ロボット
STAR、スター	IHIアグリテック	ロールベアラー
ニプロ	松山	草地等管理機械装置
pulsFOG、プルスフォグ	pulsFOG Dr. Stahl & Sohn	動力噴霧機

2 輸入代理店や販売店をメーカー名と間違えてしまうケース

誤 (販売店、輸入代理店名)	正 (メーカー名)	主な機械装置
ビコンジャパン	Kverneland Group (Vicon)	ディスクモア
日本ニューホランド	CNH Industrial (New Holland)	トラクター
本多製作所	MilkPlan	バルククーラー
日本キャタピラー	Caterpillar	ホイルローダー
コーンズAG	Italmix	ミキサーフィーダー
NTTドコモ	リモート	牛温恵

【参考】

買収等によって"ブランド名"となった旧メーカー名は、便宜的に現在の会社名（旧メーカー名（現ブランド名））という標記方法としています。

〔例〕

CNH Industrial(NewHolland)

これは実績報告書において、メーカー名や製造番号は"銘板の写真"で確認できる必要があるためです。

例えばNewHollandブランドのトラクターの銘板には社名の"CNH Industrial"の記載しかないため、このような運用をしています。

不明な場合は、輸入代理店へお問い合わせ下さい。



2 事業参加申請にあたっての注意事項

(1) 購入方式・リース方式共通

- ①配分予定額は、要望調査の記載内容から判断して算出したものです。このため、事業参加申請書の承認審査において機械装置の精査等が行われることにより、配分予定額と事業参加承認の額が異なる場合があります。また、要望内容に誤りがあった場合や事業参加申請書の審査での確認結果によっては事業参加が認められないことがあります。
- ②今回の配分でも、優先順位の繰り上げは行いません。協議会内で見積残や辞退者が出ても配分対象者以外の方や配分された機械装置以外を事業参加申請することはできません。
- ③要望調査時点で確認事項等の整理・確認がついていない機械装置については事業参加申請書の審査時に確認する必要があります。別途事務連絡により指示された方法により対応して下さい。その確認結果によっては事業参加が認められない場合があります。
- ④要望額を超えた事業参加申請はできません。
- ⑤事業参加承認の通知前に導入手続きを行った機械装置は、補助対象となりません。
- ⑥**事業参加申請の締切日は配分予定額の通知に記載されています。**締切日までに事業参加申請がされない場合は、辞退扱いと致します。また、取組主体が複数の要望（機械装置）の配分を受けた場合は、全てを一括しての参加申請しかできません。
なお、事業参加申請の審査に期間を要し、令和7年度内に機械装置の導入が困難となる場合がありますので、あらかじめご留意願います。
- ⑦**機械導入事業は、導入後の機械を速やかに供用し、早期に効果の発現を求めることとなることから、施設整備（補改修を含む）に伴い、機械導入を行う場合は、本通知の受領後、できる限り速やかに事業参加申請を行い、当該年度内に機械導入を行ってください。また、要望時にクラスター計画の知事の認定が済んでいない取組主体については、速やかに認定を受けてできる限り速やかに事業参加申請を行って下さい。**
- ⑧令和4年度までに機械導入事業で導入した機械装置において、成果目標を1度も達成できていない機械装置が1件でもある場合は、当該取組主体の令和7年度の配分及び事業参加承認は取り消します。
- ⑨事業参加申請の効率的な審査が行えるよう、上記①～⑧についてご注意いただいた上で事業参加申請を行っていただくことをお願いします。

(2) 購入方式

【取組主体】

- ・資金計画について協議会の確認を受け、協議会とともに（「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号総合食料局長、生産局長、経営局長通知）に準じて）費用対効果分析を行い、投資効率等を十分検討して下さい
- ・購入方式ではリース方式と異なり、動産総合保険等へ加入していただきます（盗難保険は必須です）。保険料は補助の対象外です
- ・取組主体自らが財産管理台帳を整備・保管していただきます。また、その写しは協議会へ提出する必要があります
- ・補助金は、機械装置の代金を取組主体が全額支払い、上記保険の加入の他、所定の手続きが終了した後に協議会から支払われます。証拠書類として領収書も必要になりますので、機械装置の代金を全額お支払いいただく必要があります
- ・補助残額の融資を受ける際に、当該機械装置を担保とすることはできません
- ・既存機械を下取りさせた場合や既存機械の処分益が出た場合は、補助対象経費から差し引かれます
- ・取組主体は本事業の趣旨及び補助金の管理について十分に理解し、財産処分制限期間の機械装置の適切な管理に努め、適正な事業実施を確保する必要があります

【協議会】

- ・助成先（補助金の支払先）は協議会です。あらかじめ補助金の経理に関する規程、事務処理規程等を定め、補助金及び事務の取扱が明確になっていることについて府県の確認を受ける必要があります
- ・事業参加申請に先立って、融資証明書等により取組主体の資金計画等を確認するとともに、費用対効果分析を行い、投資効率等を十分検討していただきます
- ・協議会が中央畜産会からの事業参加承認通知に基づき、その都度、協議会から当該取組主体に承認通知を出していただく必要があります。また、補助金は協議会の口座へ送金されます。その後に当該取組主体へ送金していただきます
- ・中央畜産会への機械装置の実績報告・補助金の請求手続きは、協議会からおこなっていただきます
- ・取組主体から提出された財産管理台帳の写しに基づいて財産処分制限期間中の機械装置の利用状況等を確認し、事業が適正かつ確実に実施されるよう取組主体を指導していただきます
- ・万が一、処分制限期間中に取組主体の経営中止や機械装置の破損などにより補助の目的を達することができなくなった場合は、協議会が取組主体から補助金相当額を回収して中央畜産会へ返還する義務が生じます

3 事業参加申請～補助金支払いまでの流れ

リース方式	購入方式
①配分予定額の通知【中央畜産会(窓口団体)→協議会→取組主体】 ↓ ②事業参加申請【取組主体→協議会→(窓口団体)中央畜産会】 ↓ ※知事の特認が必要な場合は承認後に参加申請して下さい ↓ ③事業参加承認通知【中央畜産会(窓口団体)→協議会】 ↓ ・参加申請内容を審査し、その結果により事業参加承認通知書を ↓ 送付します ↓ ④機械装置の導入【取組主体】 ↓ ・承認通知書に記載されている機械装置の導入について、「リース事業者 ↓ とのリース契約」とそれに基づく「リース事業者から販売店へ機械装置の ↓ 発注」を、③の通知から 原則1ヶ月以内に行うこと ↓ ⑤実績報告【取組主体→協議会】 ↓ ・機械装置の導入が終了した取組主体等は、協議会に実績報告書を ↓ 提出して下さい(実績報告書は導入日から1ヶ月以内に作成) ↓ ⑥実績報告【協議会→(窓口団体)中央畜産会】 ↓ ・取組主体等から提出された実績報告書を取りまとめ、窓口団体へ ↓ 提出して下さい 提出された実績報告書と別途リース事業者から提出される精算払い請求書 の内容が確認できましたら、リース事業者へ補助金を支払います。	①配分予定額の通知【中央畜産会(窓口団体)→協議会→取組主体】 ↓ ②府県の確認手続き【協議会→府県庁】 ↓ ※実施要領 別紙2の第5の4の(3)の確認を受けて下さい ↓ ③事業参加申請【取組主体→協議会→(窓口団体)中央畜産会】 ↓ ※②の府県の確認が済んでいない場合は参加申請できません ↓ ※知事の特認が必要な場合は承認後に参加申請して下さい ↓ ④事業参加承認通知【中央畜産会(窓口団体)→協議会】 ↓ ・参加申請内容を審査し、その結果により事業参加承認通知書を ↓ 送付します ↓ ⑤事業参加承認通知【協議会→取組主体】 ↓ ・④の通知をもとに、協議会から当該取組主体に承認通知をして下さい ↓ ⑥機械装置の導入【取組主体】 ↓ ・承認通知書に記載されている機械装置の売買契約及び正式な発注を ↓ ④の通知から原則1ヶ月以内に行うこと ↓ ⑦実績報告【取組主体→協議会】 ↓ ・機械装置の導入が終了した取組主体は、協議会に実績報告書を ↓ 提出して下さい(実績報告書は導入日から1ヶ月以内に作成) ↓ ⑧実績報告・補助金の請求【協議会→(窓口団体)中央畜産会】 ↓ ・取組主体の実績報告書を取りまとめ、協議会名の実績報告書を ↓ 提出 ↓ ⑨補助金の支払い【中央畜産会(窓口団体)→協議会】 ↓ ・⑦⑧の書類を審査し、補助金を協議会の口座へ支払い ↓ ⑩補助金の支払い【協議会→取組主体】 ↓ ※⑨の入金後、当該取組主体へ速やかに送金して下さい

4 事業参加申請に必要な書類等

- ・事業参加申請には、申請ごとに「申請内容を入力して作成する『申請用CSVデータ』」と「必要な添付書類をまとめて1つにしたPDFファイル」が必要です
- ・必要な添付書類は下表を参照して準備して下さい

様式データ欄に「●」印が付いている様式のデータは、窓口団体経由で配布します（事業専用ホームページからも入手できます）↓

PDFファイルとして事業参加申請に添付する書類	注意事項（よくある間違い等）	様式データ
1 別記様式第3号 参加申請書	・優先順位欄、機械装置名、補助金額は配分予定額の通知に記載のものと同一か ・「3 上記取組主体の配合飼料価格安定制度への継続加入の確認」欄についてはP4を参照のこと	● Word形式
2 別記様式第3号 別紙5 確認書	・所定の箇所へ自署、記入された情報は間違えていないか ※詳細は、手引きの『（2）押印の廃止と「確認書」』の項を参照のこと	● PDF形式
3 頭数要件確認表	・要望の際に提出した協議会担当者の自署入りを提出 ※一般枠、飼料増産優先枠の対象機械装置の参加申請のみ添付する ・電子申請用データ作成ファイルの「頭数要件確認表」の欄は「○」を選択する	
4 入札結果を証する書面・見積書（写し） もしくは 三者以上のお見積書（写し）	※詳細は手引きの「5 お見積書について」を参照のこと	
5 カタログ原本 又は 販売業者より原本証明されたカタログ（写し）	・見積書に記載された型式番号と突合できるか ・一部抜粋されたカタログを添付する場合、原本証明がなされているか	
6 <u>送風装置、自動給餌機、バルククーラー</u> など、 畜舎内に設置する機械装置は『 配置図 』	・参加申請する機械装置の設置（配置）場所等がわかるもの ※見積書と比較できる内容であること	
7 <u>堆肥運搬車、バルク車</u> の場合は 『 架装内容がわかる図面 』	・架装内容がわかる図面であること。設計会社名が明記されていること	
8 リース契約申込書	・ 添付不要 （所定の情報を申請用データの指定のセルに入力する）	
9 <u>法人</u> の場合は 定款 、 <u>任意団体</u> の場合は 規約又は 共同利用契約書（写し）	・現行（最新）の定款を添付しているか確認して下さい ※制定・改正後5年以内でない場合や不明瞭な場合は履歴事項全部証明書（写し）も添付してください	

PDFファイルとして事業参加申請に添付する書類	注意事項（よくある間違い等）	様式 データ
10 農業経営改善計画認定書（写し） 又は青年等就農計画認定書（写し）	・添付不要（所定の情報を申請用データの指定のセルに入力する） ※認定の有効期限が切れている場合、申請できません。 ※機械装置導入後の認定有効期限切れにも注意して下さい	
11 都道府県知事の認定を受けた畜産クラスター計画 及び認定を証する書面（写し）	・添付不要（所定の情報を申請用のデータBL列に入力する） ※参加申請とは別に、最新版を窓口団体へ1セット提出して下さい。また、記載事項の変更等で知事の再認定を取得した場合は、速やかに窓口団体へ提出してください	
12 知事特認に係る協議書及び認定を証する書面	・添付不要（所定の情報を申請用データの指定のセルに入力する）	
13 農業協同組合法第11条の51の規定に定める農業経営規程（写し）		
14 既存機械の下取りに関する見積書 （既存機械の下取りがある場合）	※購入方式で既存機械装置の下取がある場合のみ添付する	
15 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート （畜産経営体向け）（写し）	・環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートについては、手引きと共に配布した様式を使用して下さい。 ・農林水産省で配布されている別バージョンのチェックシートを使用しても構いませんが、①記載されている事項が配布した様式に記載の事項を含んでいること、②どこの誰が、いつチェックしたのか明記されている必要があります。	● PDF形式
16 成果目標が「農業所得」「営業利益」の場合の根拠資料	・指定の様式もしくは同等の内容であれば独自様式でも可	● Excel形式
17 別記様式第3号 別紙4 畜産・酪農収益力強化整備等特別 対策事業（機械導入事業）飼養区分「飼料受託等」申請内容	・飼養区分が「飼料受託等」の場合は添付	● Word形式
18 堆肥攪拌装置に関する確認票、配置図	・堆肥攪拌装置を申請する場合で、 <u>既存の機械装置がある場合は確認票と配置図</u> 、 新設の場合は配置図のみを添付	● Word形式
19 要望時確認事項確認票	・配分予定額の通知時に指示された要望のみ回答を添付（様式不問）	
20 その他の添付書類	・独自に添付する書類がある場合は、電子申請用データ作成ファイルの「その他の添付書類」欄に書類名を記入して下さい	

配分前の照会時に目標値の根拠資料の確認を受けた要望の参加申請に関して

- ・ 配分前の要望内容の照会時に目標値の根拠資料を提出し、農林水産省の確認が済んでいる（当該根拠での要望を可とされている）要望の参加申請については、当該根拠資料一式を参加申請時に添付して下さい。

《申請方法》

- ・ 事業参加申請データの「その他添付資料」欄に「配分前に農水省の確認を受けた目標値の根拠資料添付」と入力する
 - ・ 当該根拠資料は、見積書等のPDFファイルの最後に添付する
-
- ・ なお、令和7年6月19日付け事務連絡『令和7年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）の要望調査に係る事業参加申請手続きに関する確認事項について【第1回要望分】』で関係資料の提出を求められている要望については、同事務連絡の指示に従って資料を添付して下さい。

5 見積書について

事業参加申請における審査では、見積書の記載事項と添付されたカタログで導入される機械装置の内容を精査し承認しています。

そのため、見積書を販売業者から取得する際は、当該販売業者の慣習等に係わらず、以下の注意事項等を踏まえて見積書を取得して下さい。

(1) 見積書記載内容の注意事項

- ・ 会計検査院からの指摘を踏まえ、事業参加申請の時点で有効期限が切れている見積書については事業参加申請を受け付けません
- ・ この他、以下のような見積書も受け付けできませんので、ご注意下さい
 - ・ 有効期限に関する記載が無い
 - ・ 記載内容が手書きで修正されている（見積書発行者の訂正印があれば可）
 - ・ カタログに記載の内容と照合できる記載内容となっていない（機械装置本体の他、付属品などを付ける場合は見積書にそれぞれ明記すること）
- ・ 次のどちらかの記載がある見積書でないと受け付けません
 - ・ 「補助対象外の金額（輸送費、設置工事費、消耗品、名入れ費用等）は含まれていない」との1文が記載されていること
 - ・ 補助対象外の金額（輸送費、設置工事費、消耗品、名入れ費用等の各費目・金額）と補助対象の金額がそれぞれ明記されていること
 - ※ただ単に「補助対象外の費用は含まれておりません」との記載は補助対象外の経費が何を指すのか具体性に欠けるため、令和3年度から不可としています）
- ・ 上記の他、次の事項についてもご注意下さい
 - ・ “既製品”のみが補助対象です。添付されたカタログ等と突き合わせができるように、型式番号等は必ず記載して下さい。また、図面はカタログとして扱えません
 - ・ 機械装置の付属品等で「サービス」という形で、無料で付属させているケースがありますが、税金を原資とした補助事業の趣旨を鑑み、補助金額を低廉化させるために「サービス」の代わりに補助対象機械装置自体の価格交渉をおこなって下さい。「サービス」という形でオプション等を付けることは認められません
 - ・ 補助対象の機械装置を導入目的（事業参加承認内容）以外で使用することはできません

(2) 特定の機械装置の見積書に関して

- ① 《畜産物管理・加工機械装置》→《食肉加工機械装置》
《乳製品加工機械装置》
《飼料給与関係機械装置》→《自動給餌機》

・見積書に「一式」とまとめて記載されていると参加申請の審査がおこなえません。具体的に導入される機械装置を列記すると共に、補助対象外の費用が含まれているかいないかの判断が付く見積書を添付すること

- ② 《堆肥調製散布関係機械装置》→《堆肥運搬車》

・車両本体の他、特装に係る金額等も見積書に明記
・有償で付加するオプションについても、必ず見積書に明記
・特装内容がわかるカタログ、図面等も原本証明を付けて添付
・必ず「堆肥運搬車」と文字入れすること。（その経費については補助対象です）ただし、牧場名等の名入れは補助対象外なので、名入れする場合は見積書に金額を明記してください。

- ③ 《堆肥調製散布関係機械装置》→《切返作業機》

〔機械装置例：ホイールローダー、ショベルローダー、スキッドステアローダー、フロントローダー＋バケット〕

・導入する機械装置の作業目的が堆肥切り返し作業でバケット以外のアタッチメントを使用しない場合は、クイックカプラ、3連バルブは対象となりません。
・機械構成もそれに応じた見積書を取得して下さい。また、バケットサイズも見積書に明記して下さい。
・「畜産仕様」「畜産パッケージ」などの「標準構成」については、メーカーによっては補助対象外のオプションが含まれている場合があるとともに、メーカーが顧客の希望に合わせたオプションを組み合わせた「セット販売」の場合があります。そのため、「畜産仕様」「畜産パッケージ」で一括された見積書では、オプションの内容が記載されていないため、補助対象になっているオプションが正しく選択されているか確認することができません。このため、申請の際は導入目的に沿ったオプションのみを選択し、見積書は装備するものが全て明記され、補助対象のものがわかるようにして下さい。「切返作業機」として必要なアタッチメント（バケットかマニアフォーク）を明記した見積書を取得して下さい。
・牧場名等の名入れは補助対象外なので、名入れする場合は見積書に金額を明記して下さい。

④ 《飼料収穫・調製用機械装置》→《サイレージ等取出・積込機》

〔機械装置例：ホイルローダー、フォークリフト、テレハンドラー、スキッドステアローダー、ショベルローダー、フロントローダー、フロントローダー＋バケット〕

- ・導入する機械装置の作業目的がバンカーサイロへの詰め込み作業などでバケット以外のアタッチメントを使用しない場合は、クイックカプラ、3連バルブは対象となりません。
- ・機械構成もそれに応じた見積書を取得して下さい。また、バケットサイズも見積書に明記して下さい。
- ・「畜産仕様」「畜産パッケージ」などの「標準構成」については、メーカーによっては補助対象外のオプションが含まれている場合があります。あるとともに、メーカーが顧客の希望に合わせたオプションを組み合わせた「セット販売」の場合があります。そのため、「畜産仕様」「畜産パッケージ」で一括された見積書では、オプションの内容が記載されていないため、補助対象になっているオプションが正しく選択されているか確認することができません。このため、申請の際は導入目的に沿ったオプションのみを選択し、見積書は装備するものが全て明記され、補助対象のものがわかるようにしてください。「サイレージ等取出・積込機」として必要なアタッチメントを明記した見積書を取得して下さい。
- ・導入する機械装置の作業目的に必要な標準構成以外のアタッチメント等は見積書に明記して下さい。
- ・牧場名等の名入れは補助対象外なので名入れする場合は見積書に金額を明記してください。

⑤ 《飼料調製用機械装置》→《その他》

〔機械装置例：「TMR等調製作業用」としてのホイルローダー、フォークリフト、スキッドステアローダー、ショベルローダー〕

- ・導入する機械装置の作業目的に必要な、標準構成以外のアタッチメント等は見積書に明記して下さい。
- ・また、バケットサイズも見積書に明記して下さい。
- ・牧場名等の名入れは補助対象外なので名入れする場合は見積書に金額を明記してください。

⑥ 《その他飼料生産関係機械装置》→《稲わら収集機》

〔機械装置例：「稲わらの収穫・収集用途」としてのホイルローダー〕

- ・導入する機械装置の作業目的に必要な、標準構成以外のアタッチメント等は見積書に明記して下さい。
- ・牧場名等の名入れは補助対象外なので名入れする場合は見積書に金額を明記してください。

⑦ 《エコフィード調製・給与関係機械装置》→《エコフィード調製装置》

〔機械装置例：ホイルローダー、フォークリフト〕

- ・「エコフィード調製作業用」としての機械構成のみ可能です。
- ・導入する機械装置の作業目的に必要な標準構成以外のアタッチメント等は見積書に明記して下さい。
- ・牧場名等の名入れは補助対象外なので名入れする場合は見積書に金額を明記してください。

目的外利用のための機械装置構成は、自己負担であっても認められません
要望・配分されていない機械装置は事業参加申請できません

(3) 事業参加申請で審査が円滑な見積書の例

- ①当該機械装置の導入に係る経費が全て記載されている
- ②補助対象の機械装置の記載
 - 構成する機械装置、数量が明確に記載されている
 - 型番の有無が明確
 - カタログと突き合わせできる型番が明記されている
 - 付属機器・オプション等も明確に記載されている

- ③消耗品（補助対象外）の記載
 - 消耗品が含まれる場合、明確に補助対象外と区分されている
 - 補助対象外のものも明確に数量、金額が記載されている
- ④工事費等（補助対象外）の記載
 - 補助対象外の実費が明確に区分されている
 - ※工事費、運送費、諸経費等は補助対象外です
 - 補助対象外の物も明確に品目、金額が記載されている

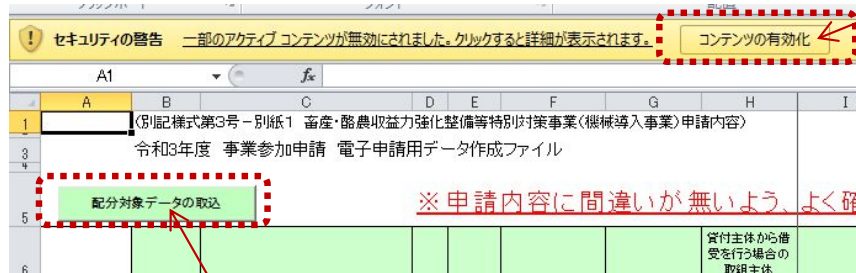
「自走式給餌器(ミックスフィーダー)」の例

品目		仕様・型番	数量	単価	金額	補助対象	備考
②	ボセイドン社 ミックスフィーダー本体	FPA20A	1	5,000,000 円	5,000,000 円	○	
	(付属機器等)						
	走行用レール	SL1000	50	35,000 円	1,750,000 円	○	50m分
	走行用レール支柱	SL100B	10	250,000 円	2,500,000 円	○	
	補助対象 値引				1,000,000 円		
	補助対象 合計				8,250,000 円		①
③	センサー用フィルター	FPA20A-SF	12	3,000 円	36,000 円	×	12ヶ月分
	走行用レール用オイル	FPA20A-OL	12	2,000 円	24,000 円	×	12ヶ月分
	補助対象外 値引				10,000 円		
	補助対象外 合計				50,000 円		②
	機械装置 総計				8,300,000 円		③:①+②
④	据付工事		一式	3,000,000 円	2,000,000 円	×	
	運送費		一式	200,000 円	200,000 円	×	
	諸経費		一式	100,000 円	100,000 円	×	
	工事費等諸経費 値引				600,000 円		
	工事費等諸経費 合計				1,700,000 円		④
①	総計(税抜)				10,000,000 円		⑤:①+②+④
	消費税(10%)				1,000,000 円		
	総計(税込)				11,000,000 円		

6 申請用CSVデータ（CSV形式）の作成方法

・申請用CSVデータは以下の通り作成して下さい

- ①別途配布された「【一般枠用】令和7年度 事業参加申請 電子申請用データ作成ファイル-0.xlsm」を開いて下さい
- ②開いた際に以下のメッセージが表示された場合は「**コンテンツの有効化**」を押して下さい（押さないと正しく機能しません）



【注意】

窓口団体から送付されたCSVデータをエクセル等で直接開いたり修正すると、この作業はできなくなります。

- ②次に「**配分対象データの取込**」を押して、窓口団体から送付されたCSV形式の配分対象データを指定してデータを読み込みます
- ③データの読み込みが終わると、黄緑色の項目にデータが取り込まれます。この取り込まれたデータは、「参加申請作成時の入力の手間を減らすこと」を目的としています。また、「要望時と異なる参加申請データ作成」による窓口団体での受け付けエラーを防ぐ目的もあるため編集はできません

配分対象データの取込				※ 申請内容に間違いが無いよう、よく確認してください										入力内容をチェック	
申請用 データ 出力 対象	都道府県 名	畜産クラスター協議会名	優先 順位	体系的 な要望	管理番号	取組主体等名 ※1	貸付主体から借 受を行う場合の 取組主体	飼養区分	農業経営改善計画又は 青年等就農計画認定状況 ◎			導入方式	機械装置の区分		
							氏名		認定 市町村名	認定日	有効期限 ※参加申請時 に期限切れの 場合、申請不 可		機械装置の区分	補助機械装置名	
選択肢から選 択	自動 入力	自動 入力	自動 入力	自動 入力	自動 入力	自動 入力	自動 入力	自動 入力				選択肢から 選択	自動 入力	自動 入力	
	熊本県	桃山地域畜産クラスター協議会	1	無し	430010313088	山本 誠一		肉用牛(繁殖)					飼料収穫・調製用機械装置	カッティングロールベラー	
	熊本県	桃山地域畜産クラスター協議会	2	無し	430010313089	山本 誠一		肉用牛(繁殖)					飼料収穫・調製用機械装置	レーキ	
	熊本県	桃山地域畜産クラスター協議会	3	無し	430010313090	大場 大丸		肉用牛(肥育)					飼料給与関係機械装置	ロールベールカッター	

④参加申請は「取組主体ごと」となります。そのため、はじめに申請対象の取組主体をフィルタ機能を使って選択します

- ・"リース方式（転貸）"の場合は「氏名」欄
 - ・"リース方式（直貸）"or"購入方式"の場合は「取組主体等名」欄
- でフィルターをかけて下さい

⑤次に「申請用データ出力対象」欄で表示されている全ての行で「○」を選択して下さい

⑥次に各項目の情報を入力、選択していきます
入力欄のルール等は下図を参照して下さい

申請用データ出力対象	都道府県名	畜産クラスター協議会名	優先順位	一体的な要望	管理番号	取組主体等名※1	氏名	飼養区分
選択肢から選択	自動入力	自動入力	自動入力	自動入力	自動入力	自動入力	自動入力	自動入力
○	熊本県	桃山地域畜産クラスター協議会	1	無し	430010313088	山本 誠一		肉用牛(繁殖)
○	熊本県	桃山地域畜産クラスター協議会	2	無し	430010313089	山本 誠一		肉用牛(繁殖)

セルのカラーと入力ルールの関係

申請用 データ 出力 対象	都道府県 名	畜産クラスター協議会名	優先 順位	一体的 な要望	管理番号	取組主体等名 ※1	貸付主体から借 受を行う場合の 取組主体	飼養区分	農業経営改善計画又は 青年等就農計画認定状況 ◎			導入方式	導入機械装置の概要							
									認定 市町村名	認定日	有効期限 ※参加申請時 に期限切れの 場合、申請不 可		機械装置の区分	補助機械装置名	新品・中古 の区分	法定耐用 年数 ①	中古機械の場合		製造メー カー	型式
																	経過年数 ②	残存年数 ①ー②		
選択肢から選 択	自動 入力	自動 入力	自動 入力	自動 入力	自動 入力	自動 入力	自動 入力	自動 入力				選択肢から 選択	自動 入力	自動 入力	選択肢か ら選択	※整数、16 以上はNG	※整数	自動で算 出されます	※入力必 須	※入力必 須
	熊本県	桃山地域畜産クラスター協議会	1	無し	430010313088	山本 誠一		肉用牛(繁殖)					飼料収穫・調製用機械装置	カッティングロールベアラー						
	熊本県	桃山地域畜産クラスター協議会	2	無し	430010313089	山本 誠一		肉用牛(繁殖)					飼料収穫・調製用機械装置	レーキ						

色が付いていない項目は、所定の情報を入力して下さい

この欄が黄色の項目は、指定された選択肢から選んで下さい

この欄が水色の項目は、他の項目に連動して自動的に入力されます

- ⑦様式の右端「事業参加申請に添付する書類を選択」欄ではPDFファイルとして添付する書類を選択して下さい
- ⑧A、B、Cの書類は、原本を取組主体が保管していることを協議会で確認し「確認・保管済」を選択して下さい。
当該書類の添付は不要です。また、必要事項をそれぞれの該当項目に入力して下さい
- ⑨Dの書類は、窓口団体へ最新版を1部提出し選択肢から「最新版を提出済」を選択して下さい

事業参加申請に添付する書類の有無を選択(PDFデータで添付するもの、協議会で確認の上保管するもの) ※各添付書類の詳細は手引を参照のこと																						
別記様式第3号 参加申請書	別記様式第3号 別紙5 確認	頭数要件確認表	入札結果を証する書面・見積書 (写し)	三者以上の見積書(写し)	力タログ原本又は販売業者より 原本証明された力タログ(写し)	置は「配置図」	送風装置、自動給餌機、バルク装	堆肥運搬車、バルク重の場合は 「架装内容がわかる図面」	リース契約申込書(写し)	定款(写し)	規約又は共同利用契約書(写し)	農業経営改善計画認定書又は 青年等就農計画認定書(写し)	都道府県知事の認定を受けた畜 産クラスター計画及び認定を証 する書面(写し)	知事特認に係る協議書及び認定 を証する書面(写し)	農業協同組合第11条の5 (写し)	既存機械の下取りに関する見積 書(購入方式で既存機械の下取 りがある場合)	環境負荷低減のクロスコンプラ イアンスチェックシート(畜産 経営体向け)(写し)	成果目標が「農業所得」「営業 利益」の場合の根拠資料	内容(別記様式第3号別紙申請 書)	堆肥攪拌装置に関する「配置 図」、「確認票」	要望時確認事項確認票	その他の添付書類
選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	選択肢 から選 択	具体的 な書類 名を入 力

様式AH-AK列

「リース方式のみ」入力・選択

リース契約相手先 ◎

※書類の日付が「見積書の日付」→「リース申込日」→「参加申請日」の順で無いものは不可

リース事業者名 ※「確認書」の記載内容と同一か要確認	リース申込書の申込日 ※「確認書」の記載内容を確認	リース契約の借受期間(ヶ月)	リース契約の形態
選択肢から選択	yy.mm.dd	整数のみ	選択肢から選択

リース事業者の選択肢は、取扱いが比較的多い以下のリース事業者名が上段に表示されます。

- ・ホクレン商事
- ・JA三井リース
- ・JA三井リース九州
- ・リコーリース
- ・三井住友ファイナンス&リース
- ・畜産近代化リース協会

様式J-L列

農業経営改善計画又は青年等就農計画認定状況 ◎

認定市町村名 ※入力ルール ●市 ●町 ●郡 ●村 ※複数の市町村で認定を受けている場合は、当該取組に係る認定市町村名を入力 ※認定者が農林水産大臣や農知事の場合は、その旨入力	有効期限
認定日	※参加申請時に期限切れの場合は参加申請できません。速やかに再認定を取得して下さい。

様式AY-AZ列

知事特認の内容 ◎

特認年月日	特認の内容(簡潔に) ※県と協議した①能力(エンジン出力)、②用途、③使用するアタッチメント名は必ず記載すること
	200文字以内

⑩「入力内容をチェックボタン」を押すと、入力内容のエラーチェックを行います。入力された内容にエラーがあると、当該セルが赤くなりますので確認して下さい。（「入力内容をチェックボタン」は複数設置されていますが、どのボタンも機能は同じです）

⑪全ての必要項目の入力、選択が終わり入力エラーが無ければ様式右上部の「**窓口団体への申請用CSVデータ**を出力する」ボタンを押して下さい

入力内容をチェック

窓口団体への申請用CSVデータを出力する

一タで添付するもの、協議会で確認の上保管するもの)
細は手引を参照のこと

青農	書ク都	証知	し規農あへ既	へ農	益成	請一	堆	要	そ
----	-----	----	--------	----	----	----	---	---	---

⑫「注意事項」が表示されます。内容を確認したら**右側のボタン**を押して下さい。申請用CSVファイルが出力されます。

注意事項

以下について確認してください

- ・添付する見積書に補助対象外の経費（輸送費、設置費、消耗品代等）が区分されて記載されていますか？
※見積書に記載が無く、補助対象にならないオプションや経費が含まれていた場合、補助金額の減額などがされる場合があります
- ・添付する見積書の記載が「一式」など内訳がわからない内容になっていませんか？
- ・添付するカタログには当該機械装置の仕様等がわかるページが添付されていますか？
- ・その他、申請内容に誤りがないか確認しましたか？

※登録された申請内容に不備があった場合、再提出となりますのでご了承ください。

キャンセル

上記について了承、確認しました→申請データを出力する

【参考】「申請用CSVファイル」のファイル名について

出力されるファイルは以下のルールで自動でファイル名が付けられます
※**ファイル名は変更しないで下さい**

《ルール》

参加申請データ_**[県コード][県名]**_**[協議会コード][協議会名]**_**[取組主体名]**_**[氏名]**.CSV

《ファイル名の例》

参加申請データ_**13東京都_001下町地域畜産クラスター協議会_大場大丸**.CSV

出力した「申請用CSVデータ」をエクセル等で開いたり修正すると、窓口団体での登録ができなくなります

7 申請用添付ファイル（PDF形式）の作成について

（1）添付書類について

- ・P9～10で説明した書類等は、「**1つのPDFファイル**」にして提出して下さい

- ・PDFファイル内は、以下の順に並べて下さい

《機械装置が1件の場合》

- ・P9～10の表の項番の順に書類を並べたPDFを提出して下さい

《複数の機械装置が含まれる場合》

P9～10の表の項番の順に並べ、項番3～6の書面は機械装置ごとに固めて並べて下さい

（例）個人経営で機械装置が3件（①堆肥運搬車、②テッダー、③レーキ）の場合は次の並びとなります

項番1→2 → 3 → 4 → 6 → 3 → 4 → 3 → 4 → 15

①堆肥運搬車

②テッダー

③レーキ

- ・添付書類のファイル名は、別途作成した「申請用CSVファイル」と同じにして下さい

（例）

申請用CSVファイル 参加申請データ_13東京都_001下町地域畜産クラスター協議会_昔野 絵奈.CSV

の場合、↓

申請用添付ファイル 参加申請データ_13東京都_001下町地域畜産クラスター協議会_昔野 絵奈.pdf

（2）カタログについて

- ・参加申請に添付するカタログについて、「印刷物のカタログ」からPDFを作成するとファイルサイズが大きくなり、窓口団体へ電子メールで送付できないケースが想定されます

- ・そのため、販売店に依頼して「PDF形式のカタログ」を入手して利用するようにして下さい

- ・なお、機械導入事業専用ホームページ上に、PDF形式のカタログを配布している主なメーカー、輸入代理店・商社のホームページへのリンク集を公開しましたので、カタログの入手に活用して下さい

《機械導入事業専用ホームページ》 <http://jlia.lin.gr.jp/cl/>

(参考) PDFファイルに関して無料で利用できるサービス

ワードやエクセルファイルからPDFを作成したり、複数のPDFファイルを1つにまとめる作業は専用のソフトが必要ですが、Adobe社がインターネット上で無料のサービスを提供していますので、ご参考までに紹介いたします。

1 Microsoft Word、Excel、PowerPoint、画像ファイルをPDFファイルに変換

<https://www.adobe.com/jp/acrobat/online/convert-pdf.html?promoid=HZG8WZ58&mv=other>

2 PDFファイルを1つのファイルに結合する

<https://www.adobe.com/jp/acrobat/online/merge-pdf.html>

※窓口団体への提出用のファイル（1つにまとめたPDFファイル）を作成する時に活用できます

3 PDFファイルを圧縮する

<https://www.adobe.com/jp/acrobat/online/compress-pdf.html?promoid=C12Y2YQN&mv=other>

※窓口団体への提出用のカタログファイル等のサイズを圧縮したい時に活用できます

※圧縮の設定は3段階から選択できますが、文字が判読できない状態にならないように注意して下さい



《カタログサイズの例》

エム・エス・ケー農業機械株式会社が配布しているKUHN社のカタログ

①同社がホームページで配布しているPDF形式のカタログ 4,710kb

②①のデータを上記「3 PDFファイルを圧縮する」のページを使って
"標準設定"で圧縮したもの 3,376kb

③印刷されたカタログからPDFデータを作成した場合 14,467kb

8 事業参加申請の提出先・方法について

貴県の窓口団体の指定に従ってください。

9 実績報告の手続等について

機械装置導入後に提出する実績報告書については、これまで通り書類での提出となります。
手引きや様式については事業専用ホームページに令和7年7月を目途に公開します。

お問い合わせ先等

 ホームページ

事業専用ホームページでは、実施要領や各種様式データなどを提供しています。

<http://jlia.lin.gr.jp/cl/>

事業参加申請についてご不明な点は、窓口団体へお問い合わせ下さい。